

許可定数を越えた際の許可の基準（優先順位）について

令和 2 年 9 月
鳥取県水産課

1 概要

漁業法の改正に伴い、知事許可漁業の手続きは、大臣許可漁業の規定を準用する形で行うこととなる。

改正漁業法施行後（令和 2 年 1 2 月 1 日施行）、新規の許可又は起業の認可（継続の許可又は起業の認可を認めない漁業の許可更新を含む）については、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、制限措置や申請期間等を公示し、申請に対しては基本的に許可するが、定数を超過する場合は、許可基準（優先順位）を定め、これに従って許可を行うことになる。

2 許可の基準（案）

以下に示すように漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針の規定に許可の基準を定める。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数若しくは漁業者の数が、公示した船舶の数若しくは漁業者の数を越えた場合は、次の①～③の順に該当する者から優先して許可する（優先順位表参照）。ただし、同一の優先順位を有する者が複数あり、許可する者を定めることができない場合は、くじにより決定する。

①一定の実績がある者

②地域水産業発展に寄与する者

③地域漁業秩序を維持する者

（優先順位表）

優先順位	内容	基準項目	確認事項
1	当該漁業許可を受け漁業を行っている者	①、②、③ 現行の許可者を優先	・許可の有無 ・漁獲成績報告書
2	当該漁業に従事経験がある者（漁業研修生など）	①、②、③	・ 経営者（指導者）による従事したことを証する書類 ・漁獲成績報告書
3	当該漁業許可を受けているが、やむを得ない理由により休業していたため漁獲実績の無い者	②、③ 現行の許可者を優先	・許可の有無 ・休業届の有無 ・漁獲成績報告書
4	当該漁業の経験はないが、他の知事許可漁業の経験がある者	②、③	・許可の有無 ・漁獲成績報告書
5	当該漁業、他の知事許可漁業の経験がない者	②	・許可の有無
6	当該漁業許可を受けているが、漁獲実績の無い者	③	・許可の有無 ・漁獲成績報告書

〈参考〉

○漁業法

(新規許可又は起業の認可)

第42条 農林水産大臣は、許可（第39条第一項及び第45条の規定によるものを除く。以下の条において同じ。）又は起業の認可（第45条の規定によるものを除く。以下の条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2～3（略）

- 4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者（次項において「申請者」という。）に対しては、農林水産大臣は、第40条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第一項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

(知事許可漁業の許可への準用)

第58条 第37条から第40条まで、第41条第一項（第六号を除く。）及び第二項、**第42条**（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、第43条、第44条、第45条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第46条、第47条、第49条から第52条まで、第54条並びに第56条の**規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。**この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第37条中「同項」とあるのは「第57条第一項」と、第38条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第41条第一項第五号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第42条第一項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項本文中「三月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類ごとに規則で定める期間とする」と、同条第三項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第五項中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「申請者の生産性を勘案して」とあるのは「当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて」と、第43条中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「船舶の規模」とあるのは「船舶等の規模」と、第46条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第47条及び第51条第一項中「農水産水産省令」とあるのは「規則」と第52条第一項中「農水産水産省令」とあるのは「規則」と「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第54条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第56条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的な読替えは、政令で定める。

○鳥取県漁業調整規則（案）（令和2年9月時点）

知事は、許可（第7条第2項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。